

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針

策定専門部会 第1回会議録

【日時】 令和3年1月25日（月） 18時30分から20時10分まで

【場所】 旭川市子ども総合相談センター 研修・会議室2

【出席者】 （委員）赤坂秀彦，石ヶ森孝順，佐藤貴虎，宮崎啓，宮嶋睦子
（五十音順）

（旭川市）中村 寧（子育て支援部長）

松浦 香織（子育て支援部母子保健課長）

山本 東美（子育て支援部子ども総合相談センター主幹）

（事務局）鎌田 博文（子育て支援部主幹）

福田 素子（子育て支援部主幹付副主幹）

橋本 由宇（子育て支援部主幹付）

【公開，非公開の別】 公開

【傍聴者】 2人（一般2人，報道0人）

【当日資料】

- ・ 会議次第
- ・ 参加者名簿
- ・ 座席表
- ・ 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（素案）【体系図】
- ・ 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針（素案）

【1.開会】

省略

【2.参加者紹介】

省略

【3.配付資料確認】

省略

【 4 . 議題】

(1) 部会長及び職務代理委員の選出

(子育て支援部長)

部会長が選出されるまで仮議長を務めさせていただく。はじめに、本日の出席委員は5名全員の出席となり、過半数の出席となっていることから「旭川市子ども・子育て審議会条例施行規則」第2条第7項により、本部会が成立していることを報告する。

本部会の会議の公開についてだが、子ども・子育て審議会における取扱いと同様、原則公開とさせていただくので了承願いたい。

次に部会長及び職務代理委員の選出について、部会長については「旭川市子ども・子育て審議会施行規則」に基づき、委員の互選により選出することとしているが、意見等がなければ事務局から提案させていただく。いかがか。

(各委員)

意見なし。

(子育て支援部長)

それでは、事務局から提案させていただく。

(事務局)

事務局としては、部会長として佐藤委員、職務代理委員として宮崎委員にお願いしたいと考えている。

(子育て支援部長)

事務局から、部会長に佐藤委員、職務代理委員に宮崎委員という提案があったが、事務局案のとおりお願いしてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(子育て支援部長)

それでは部会長に佐藤委員、職務代理委員に宮崎委員と決定する。

今後の議事進行は佐藤部会長にお願いする。

(2) 会議運営のルール決定

(委員)

最初に部会運営上のルールについて事務局から説明を。

(事務局)

本部会の決議の取扱いについて、子ども・子育て審議会条例施行規則により「部会の決議は、これをもって子ども・子育て審議会の決議とする」旨定められているので予め御了承いただきたい。

次に3点ほど機関決定していただきたい事項がある。

1点目。会議記録公表に当たり、その内容は「当該会議の出席委員又はその他附属機関が指名した者の確認を得ること」とされているので、会議記録内容の確認者を決定していただきたい。

2点目。会議記録の内容について一言一句記録するか要約的に記録するか、さらに、発言者の表記方法として委員個人を特定する表記とするか否かを決定していただきたい。

3点目。傍聴者が発言を求めた場合の取扱は、原則どおり「審議会での傍聴者の発言は認めない」ことによりよろしいか決定していただきたい。

参考として「子ども・子育て審議会」においては、会議記録の確認者は会長及び職務代理委員、会議記録の内容については要約的に作成し、発言者の表記方法は委員個人を特定しない表記としており、傍聴者の発言は認めないこととして決定している。

(委員)

全て「子ども・子育て審議会」の取扱いに準じることとしてよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(3) 諮問事項についての事務局説明

(委員)

諮問事項についてだが、市から子ども・子育て審議会に諮問があった「旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(素案)」について本部会において調査審議を行うこととなっている。それでは審議の進め方と今後のスケジュールについて、事務局から説明を。

(事務局)

本部会は全3回を予定しており、第1回目の本日は第1章及び第2章について審議いただきたい。

2回目にて残る第3章から第5章について審議いただき、その後頂いた御意見を反映させた方針案について、パブリックコメントを実施する予定としている。

3回目についてはパブリックコメント実施後の修正案について審議いただく場として、実施を予定している。

(委員)

ただいま事務局から、審議の進め方と今後のスケジュールについて説明があったが、意見・質問等はあるか。

(各委員)

なし。

(4) 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(素案)についての調査審議

(委員)

それではこれより審議に入る。諮問事項である、基本方針(素案)の中身について、事務局から説明を。

(事務局)

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(素案)について説明させていただく。

この素案については、昨年7月から5回開催した旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会において、有識者である先生方から頂いた御意見などを踏まえ、本市の児童虐待防止対策に関する基本的な考え方をまとめたものである。

まず素案の構成について御説明させていただくので、目次を確認いただきたい。

第1章(1～2ページ)では、「基本方針の策定に当たって」ということで、基本方針策定の趣旨や基本方針の位置付けについてお示ししている。

第2章(3～19ページ)は、「児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題」ということで、本市における児童虐待の現状に係る統計データと児童虐待対応の体制、児童相談所の概要と、本市の子ども家庭相談支援における現状と課題をお示ししている。

第3章(20～22ページ)は、「基本方針」ということで、本市の児童虐待防止対策に係る基本理念と3つの基本的方向性、7つの基本方針をお示ししている。

第4章(23～27ページ)は、「基本方針に基づく取組」ということで、7つの

基本方針に基づく14項目の取組についてお示ししている。

第5章(28～36ページ)は、「市立児童相談所の役割と必要性」ということで、本市の現状と課題を踏まえた市立児童相談所の役割と必要性、そして市立児童相談所の設置に向けた課題についてお示ししている。

次に、本日審議いただく、第1章、第2章について、説明させていただく。第1章は、基本方針の策定に当たってということ、基本方針策定の趣旨と基本方針の位置付けについてお示ししている。

1ページ目の基本方針策定の趣旨では、これまで子ども総合相談センターについて家庭児童相談や発達支援相談を実施するなど、子どもと家庭に関わる様々な相談支援の取組を進めるとともに、児童虐待件数の増加等の状況を踏まえ、市立児童相談所の設置に向けた検討を進めてきたこと、旭川市議会での議論を踏まえ、本市における児童虐待防止に向けた取組に係る現状と課題や今後の児童虐待防止の取組強化に向けた方針を取りまとめることとしたことを記載している。

本方針が児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、妊娠期から子育て期までの一貫した総合的な子ども家庭相談支援体制の構築に向けて、本市の児童虐待防止対策に関する基本的な考え方を示すものであるとしている。

2ページ目の基本方針の位置付けにおいては、本方針に基づく取組の実施に当たっては、第8次旭川市総合計画や第2期旭川市子ども・子育てプランと連動しながら取組を進めるなどとしており、3ページ目からの第2章は児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題についてお示ししている。

1旭川市における児童虐待の現状については、(1)から(3)で、本市における相談対応状況として、本市の家庭児童相談における相談対応件数の推移、児童虐待種類別状況、児童虐待相談の経路をグラフで示している。

(4)からは北海道旭川児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況について示している。

8ページ目からは、旭川市における児童虐待対応の体制として、(1)では旭川市子ども総合相談センターについて設置の目的、開設時期、分掌事務、所管事業、職員体制を示している。

9ページ目からは、(2)旭川市子ども・女性支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)と(3)子ども家庭総合支援拠点について説明している。

10ページ目では、子ども総合相談センターと母子保健課が担っている、子育て世代包括支援センターについて説明している。

11ページ目では、関連する主な子育て支援サービスと妊娠届出者数及び特定妊婦の推移について示している。

12ページ目からは、児童相談所について、として(1)児童相談所の概要と、

(2) 北海道旭川児童相談所の概要、(3) 旭川市と北海道旭川児童相談所との連携についてお示ししている。

15 ページ目からは、旭川市の子ども家庭相談支援における現状と課題として、(1) 旭川市における子ども家庭相談支援体制、(2) 関係機関との連携・情報共有、(3) 子育て世代包括支援センターにおける相談支援に関する連携や情報共有、(4) 子育て支援施策の活用による支援、(5) 要保護児童対策地域協議会の活用についてお示ししている。

(1) 旭川市における子ども家庭相談支援体制においては、ア相談支援業務における組織的な対応や、イ専門的人材の確保・育成、ウ夜間・休日の相談対応、エ子どもの意見を尊重した相談支援、オ要保護児童対策調整機関としての体制について、組織的全体で共有できていない現状や、専門的な知識や経験を有する職員の確保・育成の課題、夜間・休日の相談体制や電話相談・来所相談に抵抗感のある子どもや家庭への対応の課題、要保護児童対策地域協議会の運営に係る調整やケースの進行政管理が十分にできていないなど、現状と課題を記載している。

16 ページの(2) 関係機関との連携・情報共有においては、ア学校等の関係機関や地域との連携、イ相談支援の記録・情報管理について、関係機関や地域との連携強化の課題や相談記録の作成に係る情報共有の遅れなどの現状と課題を記載している。

(3) 子育て世代包括支援センターにおける相談支援に関する連携や情報共有については、ア支援における連携、イ情報共有、ウ乳幼児の支援、エ未就園児の支援、オ育てにくい子どもとその家庭への支援として、十分な支援ができない場合があることなど、現状と課題を記載している。

17 ページの(4) 子育て支援施策の活用による支援については、ア養育支援訪問事業、イ子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)、ウ子どもの預かりについてとして支援を必要とする家庭を対象とした事業の実施における現状と課題について記載している。

最後に18 ページの(5) 要保護児童対策地域協議会の活用については、ア各種会議の開催等、イ関係機関との連携・情報共有について、代表者会議の未開催や実務者会議の形骸化、ケース検討会議の開催における現状など、要保護児童対策地域協議会の活用における現状と課題について記載している。

(委員)

事務局から基本方針(素案)第1章に関する説明があったが、御意見、御質問があればお願いしたい。

(委員)

2章の「児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題」と書いている「児童」は小学生のことを言うのか。

(子育て支援部主幹)

児童福祉法において「児童」という呼称は18歳未満の者を指しているため、本方針においても小学生に限定する呼称として用いているものではない。

(委員)

この前段の懇談会を5回中3回傍聴した。前段では白熱した議論があったが、後段では予定調和的な収まり方になったと違和感を感じた。その上で3点確認したい。

1点目、1ページの基本方針策定の趣旨の中段で住民に身近な市が児童相談所を設置することによりきめ細やかで総合的な支援が図られるなど、設置の意義は大きいと考えたとある。1月に苫小牧市と室蘭児童相談所の連携が図られると報道で拝見したが、旭川市が考えている児童相談所はフルスペックで、現在の道立旭川児童相談所と同じ機能を持つ市立児童相談所を検討されていると思う。苫小牧市と室蘭児童相談所のような関係ではなく、フルスペックの児童相談所を選択した理由は何か。

2点目、基本方針では十分ではなかった点が書かれているが、児童相談所を設置することで2章で書かれている課題は解決されるという認識なのか。情報共有や関係機関との連携、要対協の課題など、児童相談所が設置されると飛躍的に改善されることになるのか。そんなわけではないと思いながら質問しているが、その認識を確認したい。

3点目、8ページに旭川市における児童虐待対応の体制がある。虐待対応というと、我々の頭にはどうしても子ども総合相談センターのイメージが先行するが、それだけではなく子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターなどの体制がしっかり整備されていると感じる反面、これらがうまく機能しなければ、様々な体制はあるものの役割分担が明確になされておらず、主導権の所在が曖昧となっているというのが組織ではありがちである。そのあたりの整理はなされているのか。あるいは今後の課題として取り組む予定があるのか。以上3点についてお聞かせいただきたい。

(子育て支援部長)

1点目について、1つは市長の思いがある。フルスペックを備えることにより予防から措置、その後の家庭復帰まで一連の対応が可能となり、児童を守ることがで

きる。全国的に児童虐待相談対応が増えてきているが、旭川市においても同様であるという背景がそのような、市長の思いにつながり、選挙公約となった。そして、それは我々現場の部署としても同様の思いである。

御存知のことと思うが、児童相談所は都道府県、政令指定都市の設置から始まり、中核市、特別区と設置可能な範囲が増えていった。中核市である旭川市は、設置は義務ではないものの、いち早く対応をしていく必要があると判断し、市立児童相談所を目指すこととなった。

2点目、基本方針にいろいろな課題を記載したが、児童相談所を設置することで様々な専門職が配置され、様々な権限が下りてくるため、解決できる課題ももちろんあるが、この方針作成の経緯としては、児童相談所を表明した旭川市に対し、今市ができる児童虐待防止対策を整理する必要がある、児童相談所はその上で判断する必要があるのではないかという市議会の意見があったことによる。

そのため、児童相談所ありきではなく、まずは基本方針で課題を整理し、ある程度解決していく必要があると考えている。

(子育て支援部主幹)

3点目、旭川市では子ども総合相談センターが子どもと家庭の相談に一元的に対応する体制となっているが、児童福祉法の改正に合わせ平成29年から子ども家庭総合支援拠点を設置し、従来は相談に応じることが中心であった体制を、支援拠点では相談に加え、支援も充実させることとなった。より専門的な案件は児童相談所の対応となるが、児童相談所に行かずとも市で対応できるものは市で対応する形になっていった。

支援拠点については国で定めた人員配置はしているものの、マンパワーが足りておらず、国が求める幅広で十分な対応までには至っていないのが現状である。

子育て世代包括支援センターについては、子ども総合相談センターの開設と合わせて母子保健課と共に担うこととして位置付けている。妊婦さんについては面接等を通じて情報を全件把握しており、そこから支援が必要な妊婦さんについては適切なケアをしていくこととなるが、2課での役割分担については母子保健課が全ての妊婦を対象とした対応をしており、特定妊婦と言われている特別な支援が必要と思われる方には子ども総合相談センターが対応している。

16、17ページに現状の子育て世代包括支援センターにおける両課の連携の課題もまとめているが、設置から5年経過し様々な課題が見えてきたので、解決する必要があると考えている。

(委員)

市長の思いがという話があったが、市長の熱い思いがこの文面からは伝わってこない。2番目の質問でも伺ったが、児童相談所を作ることと15ページ以降で記載されている課題が一致しているのかなど。例えば要対協の代表者会議は平成18年以降開催されていない。私は子ども・子育て審議会の委員になってから、どうして代表者会議をやらないのかと言ってきた。当時の回答としては「これはできる規定であるので開催の義務ではない」とのことであった。できる規定だからやらなくてもいいという思いと虐待防止をなんとか防ぐのだという思いが一致しているのか。懇談会も傍聴していたが、どうしてここで書かれている課題と児童相談所の設置が一致するのだろうか、なぜそのような資料になっているのか疑問に思っていた。

情報共有を図るといっても十分でないところもあるが、十数年前の子ども・子育て審議会では情報共有することが第一義ではないか、これだけパソコンが普及している中で各関係部署から世帯情報を入力することによって、どういう対応がどこでされて、今後何が予見されるのかわかるのではないかと話をした。あれから十数年経ってまだそれが十分ではないという。審議会での意見をどのように聞いていたのか疑問に思っている。その辺りを踏まえ、市長の公約の思いが私にはわからない。そのような中でフルスペックの児童相談所と言われても、ピンとこない。この方針には一時保護が十分できるということで書かれているが、一時保護イコール虐待対応ではないし、その中で児童相談所の設置と言われてもちょっとイメージできない。

今の主幹の説明の中で、相談から今度は支援にという話があった。私が子ども総合相談センターに対して違和感があったのはそこだと感じた。子ども総合相談センターの業務全般が相談が主目的になっている。本来は相談は入口であり、その後どのように支援につなげていくかが大事だと思う。これも審議会でも質問させていただいたが、相談においでになった人がどのような支援にたどりついたかの数字などの統計はありませんとのことだった。何件相談件数があって、その相談結果として、例えば療育に入った、継続的な支援に入っていったなど、そこがなければ相談した意味がない。それは把握していないとはっきり審議会でも2回、つまり2年言われた。相談が主目的ではない。相談はあくまでインテークであり、どう支援に結びつけていくかが主題となっていく。組織体制を考える上でも相談ではなくてどのような支援ができるのか、必要なのか、それができる体制は何かを考えていただけるとありがたい。

(子育て支援部長)

誤解はされていないと思うが、この方針というのは児童相談所を設置するための方針ではないということをお理解いただきたい。市長としても児童相談所を設置す

るしないに関わらず虐待を防止することが必要だという認識は持っている。

設立当時、子ども総合相談センターに行けばなんでも相談でき解決できるという位置付けであったと聞いているが、御指摘のとおり、相談から支援につながった件数もわからないというのは問題であると認識している。今この契機にといたら遅いかもかもしれないが、そのような御指摘も取り入れた形で解決する方向に持って行ければと考えている。

(委員)

是非、今回をいいきっかけにさせていただければと思う。

(委員)

1 ページ、真ん中の段落とその次の段落について、ワンセンテンスが長い。読んでいて読み取るのに時間が掛かる。市民相手に出す文書としては、わかりにくいので区切って欲しい。「旭川市では～」の段落では「～相談支援の取組を進めてまいりました」で区切るのはいかがでしょうか。

その次の段落では4行目の「有識者懇談会を開催しました」で区切ると少し読みやすくなると思う。

最後の3行が読み取れない。「児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに」では「誰が」が欠けている。一番目指すところは「総合的な子ども家庭相談支援体制の構築」なのかなと思いながら読んでいましたが、「住民に身近な窓口となる相談支援体制」「早期発見にされるような相談支援体制」の構築となるのではないか。

この3行目が次のページの最初の2行にも関わってくるが、そのあたりをわかりやすくしていただけるとありがたい。

一般的に基本方針ができると、次には基本計画ができるという流れが多いと思うが、特に基本方針策定後のスケジュールがない。先ほどの説明を聞く限りでは、まずは基本方針を作成してからその後のスケジュールを定めるというイメージと捉えたが、そういう認識でいいか。

1 2 ページ(1)の「児童相談所の概要」は一般的な相談所のことであると思われるが、すぐそれが判断できるよう「一般的な」「全国の」「法律にある」などの前書きがあれば読みやすいと感じたのと、アの二つめの○に段ずれがある。

(委員)

文言の修正は精査が必要と思われるので、御指摘いただいたところを事務局で整理していただきたい。

(委員)

16 ページに「関係機関」という言葉が出てくるが、どう捉えたらいいのか。旭川市から見た「関係機関」ということであろうが、どこまでを指しているのか。(2)の早い段階での相談が少ないとあるが、具体的にはどこからの相談が早い段階から少ないのか。

「関係機関から十分されていない」という文言では、「関係機関がきちんと理解していない」と読み取れてしまう。それでは関係機関の中には怒る方もいるのではないかという心配がある。19 ページにも同様に「関係機関の十分な理解が進んでおらず」と表現されている。「子ども総合相談センターにある機能を PR していくことが求められる」という様な表現にすると、皆さん納得しやすいと思うので、検討いただきたい。

19 ページのイの次にウがあってもいい。問題を抱えた児童と家庭があって、そこを助けたい。子どもと家庭の将来像を福祉、教育、医療、地域等の関係者で共有したい。その中心としてコントロールしているのが子ども総合相談センターではないかと思うが、描いた将来像をもとに各機関が同じイメージを持って家庭に関わるというのが理想の姿かと思う。そうすれば相談の次に実際に動き始めるイメージも湧く。それをウとして示すことができないか。

(子育て支援部主幹)

十分な理解が得られていないと整理しているが、それは子ども総合相談センターと要対協の役割の PR 不足によるものなので、表現を修正したい。

情報共有した上でそれぞれができる支援を実行することで、家庭が良い方向に向かうことが要対協の役割であるので、反映できるよう整理したい。

(委員)

関係機関や地域の連携という字を見る度にドキッとしますが、その言葉がどこまでを指しているのかというのは関係機関であると思われる私どもからすると気になるところである。

22 ページでは地域全体で支える体制の充実を図るとあるが、漠然と地域全体と言われるとそのたびに「私たちは何ができるのか」と考えるが、できることがあれば具体的に提示していただくとありがたい。

また、この資料が一般市民の方も見るのであれば、18 ページのウでレスパイトという言葉が理解できない方もいると思われるので、日本語で表現していただきたい。

要対協については、ケース会議までは参加しているのでわかるが、その後の経過

がどうなるかが伝わってこないことが多いので、相談支援の流れがわかるよう図などがあれば一般市民も理解しやすい。

（子育て支援部主幹）

関係機関の範囲であるが、普段の関わりとしては学校、保育所・幼稚園等が多いが、民生児童委員、警察、法務局等、少なくとも要対協の構成機関となっているところは全て想定しているほか、子ども食堂等これまで関わりが希薄だった分野にも支援が必要な児童の情報を持っていると思われる。地域とくくってしまうと、何を指しているのか曖昧なところがあるので、わかりやすく表現できるよう工夫させていただきたい。

レスパイトは育児疲れ等の一時休息といった趣旨であるので、注釈等を付けてわかりやすくしたい。

相談後の流れについては、過去に作成したものがあるので取り入れていきたい。

（委員）

12 ページのエの業務にある市町村援助は児童相談所の役割として大きなことであると思う。市町村が児童家庭相談の第一義的責任を負うが、児童相談所が市町村援助の役割を持っており、その2層性を持ってなし得ており、ここの役割が重要だと思う。かつその中で専門的知識や技術を持ってという文言がある。児童相談所が持つ専門的知識や技術は市町村にも求められているという解釈をしている。

それでいうと15 ページの専門的な知識や経験を有する職員の確保とあるが、ここでいう専門的知識や経験とは具体的に何なのか、今何が欠けていてどのような知識や経験が今の旭川にはないのか。懇談会を傍聴して、児童相談所がなくてもできることがほとんどだと感じていた。その前段で旭川市がやっていかなければならないことが多い。先ほど部長さんが児童相談所を作る作らないに関わらず、まずは旭川市としての課題を整理することが大切とおっしゃっていたが、そのとおりだと思う。その時に、このような便利な言葉は使わない方がいいと思われる。具体的に児童相談所にあって旭川市にない専門的知識は何なのか。それがわからないとなぜ児童相談所が必要なのかにつながらないのでそこを伺いたい。

（子育て支援部主幹）

児童相談所の持つ専門性は児童福祉司が子どもと家庭に対し相談、指導、援助する中で、福祉の知識、対応の手順を勉強され経験を積んでいる。旭川市は現状では児童相談所からの派遣職員や児童相談所へ職員を派遣することによりそのノウハウを学んでいるものの、会計年度任用職員が相談の中心となっており相談技術の専

門性が高まらない。心理士で言えば、判定し、その後の援助に活かすのが通常の流れだが、子ども総合相談センターに配置している心理士は、その専門性を支援に生かし切れていないのが現状としてある。また、受理援助会議を実施している児童相談所に対し、子ども相談センターでは組織的な対応もしきれていない。

(子育て支援部長)

児童相談所を持つ都道府県に対し、市町村は専門的知識経験があるということは一般論として言われていることが多いということもあってこのような記載になってしまっているところもある。先生がおっしゃるように便利な言葉でくくってしまうのではなく、もう少し掘り下げてどこが具体的に不足しているのかを明らかにしなければ目指すところが明確にならないので、この方針にどこまで書き込めるかはわからないが、整理させていただく。

(委員)

書き込まなくてもいいが、そこがはっきりしないと育成もできないので、精査していただきたい。18ページの要対協について質問だが、実務者会議のところに「出席者から支援の在り方等について意見が出されることがほとんどない」とある。意見が出されてないのに、会議が形骸化していると指摘する声が出るのは理解できない。出席者から意見が出ないのであれば、メンバーを入れ替えた方がいいのではないか。それに対し何も言えない人をなぜ実務者会議に呼ぶのかということが理解できない。実務者会議に出てないので実情がわからない人間からすると、意見も出していないのに形骸化を指摘するのは的外れに見えてしまう。ここでは何を言おうとしているのか。

(委員)

私には理解できる。実務者会議が形骸化しているのはとてもよくわかる。代表者会議で各団体の虐待に対する立ち位置が明確に示されていない。そのために実務者会議の参加者がその会議に何をしに行っているかがわかっていない。代表者会議で教育、社会福祉、民生児童委員、学校、それぞれが虐待対応で果たす役割を代表者の中で認識されなければ、下には下りていかない。それぞれの団体の活動の中で虐待を抑制・予防するような活動をどのように取り組んでいくのかという大きな枠組みができていかない。なので、当事者でも代表者でもない実務者は要対協に何しに来ているかもわかっていない。失礼な言い方になるが、これが代表者会議を開催しなかったことの積み重ねだと思われる。

(子育て支援部長)

御指摘のとおりだと思います。実務者会議で意見が出てこないのではなく、代表者会議で方向性を示さないがために、そもそも意見を出すことができる状況にない。そのために会議が形骸化してしまうということだと思います。それが全てなのかは精査が必要だが、御指摘のとおりだと思います。

(委員)

16ページの相談支援の記録・情報管理のところ、紙ベースで管理しているとあるが、これは児相ができるできないに関わらず、早急に改善ができそうな気がしないでもないが、既に具体的な策はあるか。

(子育て支援部長)

現状でもシステムはあるが、その仕様が支援経過などの細かい情報の入力ができない。早急に対応が必要な案件とは考えているが、システムにも大きな予算が掛かるため、なかなか進まないという現状がある。ただ、問題意識は持っている。

市内部ではなく、虐待ケースの転居時などに自治体間で情報が円滑にやりとりできるよう国が主導して導入を促しているシステムについては早急に導入する方向で進めている。一方で、市内部の情報共有のため、システムの導入や手直しなど対策は必要かなと思っている。

(委員)

フルスペックの児童相談所との話があったが、虐待だけではなく障害の判定など他の機能も全ても含めた児童相談所を検討しているということか

(子育て支援部長)

そのとおりである。

(委員)

旭川市の場合は子ども総合相談センターが地域の一元的なワンストップ型の窓口であると思うが、市民の中でそれがいいのか悪いのかの意見が出ることもあるか。例えば、相談と言ってもリスクの高い相談と一般的な子育て相談など多岐にわたるが、支援につながりにくい親などもいる中、一つの窓口でうまくいっているという認識なのか。

(子育て支援部長)

子ども総合相談センターが子どもの総合的な家庭の問題の窓口だが、乳幼児健診等の状況を把握できる部署からのアプローチもしているし、その中でも案件によっては子ども総合相談センターと連携して対応という形はとっている。うまくいっているかは別として、あくまでも対応の一義的な窓口は子ども総合相談センターと位置づけている。

(委員)

親の背景によっては支援につながりにくいなどがあると思う。児童相談所の場合は虐待が全面に立ってしまい、児相は連絡しにくいところというイメージが先行してしまっているのので、子ども総合相談センターも、発達の心配や子育てで厳しい状態の親御さんが行くところという認識になってしまっているという問題もあるのかなと感じていた。

要対協の代表者会議については、児相としてもしっかりやっていただきたいと思っている。一番大事なのは実務者会議がどのように動いているかで、代表者会議で出た課題にどのようにアプローチが必要なのかや、どのような研修が必要か、地域でどのようなニーズがあって、どのように応えるか。実務者会議で具体的な方針を持って行くということが大事だと思う。支援が必要な子どもは個別のケース検討会議で話し合うが、ケース進行管理が旭川市では行われないので、実務者会議でしっかり管理していただきたい。児童相談所もケースが錯綜しやすいので、そこで整理していただくと、旭川市さんとも円滑なやりとりができるのではないかなと感じている。

(委員)

代表者会議はいつ開かれるのか。今後の具体的な予定はあるのか。

(子育て支援部主幹)

新年度から専任で要対協担当職員を置き、関係機関と調整しながら代表者会議については年度の早い段階で開催したいと考えている。

ケースの進行管理の情報共有などの重要性は認識しているので、実務者会議のやり方も、共通認識が持てるよう在り方を検討していきたい。

ケース検討会議についても、関係機関からの要請に対して迅速な対応できていないという御指摘もいただいているので、速やかに開催できるような体制にしていきたいと考えている。

(委員)

令和3年度の早い段階で代表者会議が開かれ、そこから少しずつ要対協の立て直しが行われるということでした。

(委員)

先ほど言及されていたが、16ページ(2)アの関係者から十分理解されていないという記述は修正されるのか。私もケース会議を開いてくれと何度も言ってきたが、無視されていたケースがあったので、タイムリーな対応を逸しているのは決して関係機関から理解されていないだけでなく、お互いの齟齬があると思われるので、まずは文言の修正をしていただきたい。

17ページの(4)アの「公的な支援につながっていない児童のいる支援を必要とする家庭を対象とした」という表現がわかりにくいので修正いただきたい。

18ページのショートステイ・トワイライトステイの項目で2行目に、当該サービスの利用を希望しても利用できない場合があると記載されている。子ども・子育てプラン内での量と見込みの確保の際にショートステイ、トワイライトステイについては十分な量であるという評価が市でされていたはず。しかし「この日に利用したい」と申し出ても使えなかった人について、その人がその後どうなったかを把握しないでなぜ量が十分と判断できるのかと質問したことがある。相談を目的としているがためにどういう支援につながったかが2の次3の次になってしまうのと一緒に、それによって十分なニーズに対応できずに放置等につながるおそれがあるという認識があるのなら、サービスを受けられなかった場合の代替サービスを受けたのかそれも受けられなかったのか、その後どういう支援の経過をたどったのかの把握しなければならないと思う。そこまできちんと追究していくという覚悟があってこのように記載しているのか。

ショートステイ・トワイライトステイは単純に受け皿の問題、職員配置の問題もあるように聞いているが、それと利用したいというニーズに応えられないのは別の話と思われるので、できるだけニーズに対応する努力を行っていかなければならない。

(委員)

明後日の第2回までに文言の修正は難しいと思われるが、パブリックコメントにかける前にその修正案を私たちが確認できる場はあるのか。

(子育て支援部主幹)

明後日までには修正間に合わないので、パブリックコメントの前までに各委員に

お示しして確認いただけるようにはしたい。

(子育て支援部長)

パブリックコメント後に第3回部会を実施する予定であったが、内部で話をし、パブリックコメントの前に第3回を開くことも検討したい。少なくともパブリックコメントに出す前に皆様の意見を十分に踏まえた上で、パブリックコメントを実施したいと考えている。

(委員)

その方向性は第2回の際に示されるか。

(子育て支援部長)

第2回の際にはお示しする。

(委員)

その他意見はあるか

(委員)

16ページに子ども食堂のことが記載されている。その中で情報収集経路が確立されていないとあるが、私どもの地域にはそのような子を発見した場合には、小学校と連携して対処しているので、今後は連携を図っていきますというような表現にしていれば。

(子育て支援部長)

第2章では課題の抽出を行い、第3章以降で今後の取組を示している。第3章以降で今ご指摘があった箇所について委員が納得される取組となっているかは別として、今後の取組については次回第2回で確認いただきたい。

(委員)

他にあるか。もしお気づきの点があれば第2回の冒頭で意見を募る。

(子育て支援部長)

第2回目で審議いただく具体的な取組を示す中で、そもそもの課題認識がおかしいと気づくことも考えられるので、次回は幅広く御意見を頂きたい。

(委員)

今日の審議した課題の中で、今後どのような取組ができるのか疑問だった箇所が、16 ページの中段の、「一方で、小中学校、幼稚園・保育所民生委員児童委員等との定期的な連携ができていないため、こうした関係機関や地域との連携強化が課題となっています」と記載されているところである。この課題を解消するために全関係機関との定期的な会合を設ける方向で考えているのか。その場合は要対協の代表者会議・実務者会議のレベルでの話なのか、地域レベルまで細分化していくつもりなのか。正直小学校と中学校の関係、幼稚園と保育園の関係、保育園と小学校の連携にしても現状一元的にはできていない状態である。ましてや地区ごとで対応・運営が異なっている民生児童委員との関係はどうやって作っていくつもりなのか。その辺の解決のイメージをどのように考えているのかお示しいただければ。

(子育て支援部主幹)

本方針では大きなくくりでしか記載できていない。具体的な手法については方針策定後に各機関と情報交換させていただきながら具体的な手法を検討・精査していきたい。

(委員)

課題の把握が大雑把なのかもしれない。表面上、文面上はきれいに流れていっているように見えるが、具体的に何が目の前に立ちはだかっているのかを実感として持てない課題把握になっている。それが口頭で説明できるのであれば、このような表現でもいいと思うが、いずれにしても課題把握を丁寧に押さえられていなければ次のドアは開かれない。今回は短い時間での審議となっており、全てははっきり提示できるとは思っていないが、その後はしっかりと市の内部で時間をかけていただき、具体的なもの、欠如しているものを整理していかないと、次にはつながっていかないので、そこは是非お願いしたい。

その他何か意見はあるか。

それでは第2章まではこれにて審議を終えるが、新たな気づき等あれば第2回冒頭でご発言いただければありがたい。

【5.その他】

省略

【6.閉会】

省略